

監 査 報 告 書

令和 6 年 5 月 27 日

学 校 法 人 東 成 学 園

理 事 長 下 八 川 共 祐 殿
評 議 員 会 議 長 殿

学 校 法 人 東 成 学 園

監 事 國 武 忠 彦 
監 事 永 井 秀 範 

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人東成学園寄附行為第16条の規定に従い、学校法人東成学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められず、いずれも適正に行われていることが認められました。

以上